

廃第1831号

令和7年3月21日

関係団体の長

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公印省略)

産業廃棄物管理票の適正な運用の徹底について（通知）

日頃から本県の廃棄物行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、排出事業者（中間処理業者を含む。以下同じ。）は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物の引渡しと同時にその運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合は、その処分を受託した者）に対して、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならないとされています。（法第12条の3第1項）

また、運搬を受託した者又は処分を受託した者は、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならないと規定されています。（法第12条の4第2項）

そのようなところ、近年、排出事業者が、解体工事に伴い生じた廃棄物を引き渡す際に、産業廃棄物収集運搬業者に対してマニフェストを交付していなかった事例や、処分委託先の産業廃棄物処分業者への引渡しを行う際に、マニフェストの交付を怠っていた事例が増加しています。

これらは重大な法律違反に当たり、産業廃棄物処理業者にとっては事業の停止等の行政処分の対象になるとともに、運搬又は処分を受託した者のみならず、排出事業者にも法第27条の2の規定により罰則が適用される場合があります。

つきましては、排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際のマニフェストに係る義務を確実に履行するなど、マニフェストの適正な運用の徹底を図られますよう、貴下会員（組合員）への周知徹底をお願いします。

また、電子マニフェストには、処理状況の即時把握及び事務効率化等の利点があることから、廃棄物の適正処理を図るため、電子マニフェストの導入に係る検討についても、併せて周知をお願いします。

(参考)

- ・産業廃棄物の適正処理について (P10-12, 14-15 参照)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/documents/pamphlet.pdf>
- ・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト (JW NET)
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
- ・産業廃棄物管理票制度の運用について (通知)
平成 23 年 3 月 17 日 環廃産発第 110317001 号
- ・デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の
明確化について (通知) 第 1 排出事業者の処理状況の確認について
令和 5 年 3 月 31 日 環循適発第 23033125 号、環循規発第 23033110 号

(問い合わせ先)

千葉県環境生活部廃棄物指導課
指導企画班 (排出事業者)
産業廃棄物指導室 (産業廃棄物処分業者)
TEL: 043-223-2757・2655
FAX: 043-221-5789

廃第1833号

令和7年3月21日

関係団体の長様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公印省略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について（依頼）

廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は、毎年6月30日までに、前年度の交付等の状況に関して、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）」を作成し、千葉県知事へ提出することが義務づけられているところです。

ついては、令和7年度のリーフレット（別添）を作成しましたので、千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く）で事業活動を行う貴会員（組合員）への周知をお願いします。

併せて、情報及び様式ダウンロードファイルを掲載したウェブページのアドレスを下記に記載しましたので、周知をお願いします。

また、電子マニフェストを利用することで、処理状況の即時把握及び事務効率化等につながることから、電子マニフェストの導入に係る検討についても、周知をお願いします。

記

1 ウェブページのページタイトル及びアドレス

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）】産業廃棄物管理票の交付等の状況の報告（マニフェスト報告）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>

2 その他

リーフレットは下記アドレスのページからPDF形式でダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/manifest-houkoku.html>

電子マニフェストについては下記アドレスのページを御確認ください。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

問い合わせ先

廃棄物指導課指導企画班

電話：043-223-2757 メール：haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和7年度）

令和7年 月 日

千葉県知事 殿

報告者
住所
氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称							業種			
事業場の所在地							電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1										
2										
3										
4										

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。